

## 2

北山会長 被災者相談センター福島事務所を  
訪問・視察

去る8月22日、北山会長は被災者相談センター福島事務所（以下、「相談センター」という）を訪問・視察し、先の理事会において就任した國分新所長（福島県行政書士会会長）と、被災者の方々と直接向き合う相談専門員の先生方より現状報告を受けるとともに意見交換を行いました。

平成23年10月12日の開所から2年が経過した相談センターでは、現在も専従の相談専門員と福島県行政書士会の協力による相談員が、被災者の方々の相談をお受けしています。

事故発生当時に比べれば相談件数は減少していますが、なかなか被災地の復興が進まない中で、さらに汚染水漏れという新たな問題が発生し、被災者の方々の不安はまだまだ拭えないことなどを踏まえ、北山会長は日行連は継続して被災者及び被災地の支援を継続していく考えであることを伝えました。



北山会長と國分新所長、専門員の先生方

日本行政書士連合会の北山孝次会長は22日、郡山市の同連合会被災者相談センター福島事務所を視察した。7日所長に就任した國分重雄行政書士会長の意見を察す為、福島県民友新聞社のインタビューに応じた北山会長は「センターを活用していただき、さまざまお困りの事について対応していきたい」と述べた。

「2011年（平成23年）の事務所開設から現在までの取り組みは、

「自動車の登録抹消など」さまざま手続きのお手伝いをしてきた。大きな負担なくできていただいている。財物賠償については、事務所として引き続き対応

## 相談センター活用を

「財物賠償については今年1月から、2人態勢で対応している。」「財物賠償は被災者には行金を出さないと感じている。賠償問題がいつまで続くか分からず、後の若い世代に感じている被災者もいるのではないかと。国分所長も同じで、内容に応じて対応していきたい」と述べた。

日本行政書士連合会会長  
北山 孝次氏に聞く

「電話も進んでいかない」「今後の取り組みは、」「全国に避難者がいる。電話相談も受け付けている。」「お話を聞いてもらえば、全国組織であることを生かして、例えば大阪の避難者の相談に大阪で応じ、手続きは福島で行うなど、連携もできる。センターを活用してほしい」

財物賠償で電話相談  
日本行政書士連合会被災者相談センターは、財物賠償電話相談を開設している。受付時間は月曜日を除く午前10時から午後4時まで。電話番号はフリーダイヤル0800・8000・2000。

視察の内容については、地元新聞社にもとりあげられた。  
「平成 25 年 8 月 23 日福島民友新聞掲載」